

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



目次

- [当基準の重要性](#)
- [当 ASU の主要規定](#)
- [IFRS とのコンバージェンス](#)
- [発効日及び移行措置](#)

FASB がビジネスの定義を明確化する

エミリー・アッシュ (Emily Hache) 及びステファニー・タムリス (Stefanie Tamulis) (Deloitte & Touche LLP)

2017年1月5日、FASBは、ASC805¹におけるビジネス (business) の定義を明確化すべく、ASU2017-01²を発行した。FASBは、ASC805におけるビジネスの定義が、過度に広範に適用されているとの利害関係者からのフィードバックへの対応として、当ASUを発行した。加えて、利害関係者は、現行定義による取引の分析は、難しくかつコストがかかると述べた。ビジネスの定義に関する懸念は、FASB意見書第141(R)号 *企業結合 (Business Combinations)* (ASC805に編纂)に係る、財務会計財団 (Financial Accounting Foundation) による *導入後レビュー報告書* に関して提起された、主要問題に含まれていた。当ASUにおける改訂は、ガイダンスを、より整合性があり、費用対効果が高いものとするのが意図されている。



編集者注

ASC805におけるビジネスの定義はまた、他の会計処理側面に影響を与える。例えば、処分取引、のれんが回収可能性に関してテストされる場合の報告単位の決定、及びASC810におけるビジネス適用範囲除外である。

当基準の重要性

事業体は、取引を、資産取得として会計処理するか、又は企業結合として会計処理するかの判定に当たり、ASC805におけるビジネスの定義を使用している。

¹会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「[FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル](#)」参照のこと。

² FASB Accounting Standards Update No. 2017-01, *Clarifying the Definition of a Business*.

この区別は重要である。資産取得の会計処理は、企業結合に関する会計処理とは、特定の点において大幅に相違するためである。例えば、資産取得における取得者の取引コストは資産化されるが、企業結合においては費用化される。他の相違としては、企業結合においては、取得資産は公正価値で認識され、のれんが認識されるが、資産取得では、取得コストが、相対的公正価値を基礎として、取得資産に配分され、のれんは認識されない。当改訂は、ビジネスとして識別されるべき資産（及び負債）のセットをより少なくすることが予想される。



編集者注

ASC610-20の適用範囲は、ビジネスの定義と実質的な非金融資産に係るガイダンスとの相互関係に関する疑問を提起した。FASBは、ビジネスの定義に係るプロジェクトの第二段階において、不動産の部分的売却に関する会計処理に対処し、また、ASC610-20の適用範囲外であるビジネスを明確化することを予定している。

当 ASU の主要規定

当 ASU の結論の背景は、当改訂は、「ビジネスの定義を狭め、取引が、資産を取り込むか又はビジネスを取り込むのかに関する合理的判断を下す基礎を、事業体に付与するフレームワークを提供する」と言及している。具体的には、当 ASU は、

- 一セット(a set)がビジネスでない場合の判定に関して、「スクリーン」を提供する。当該スクリーンは、取得された(又は処分された)総資産の公正価値の実質的に全てが、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産のグループに集中している場合には、当該セットはビジネスではない、との判定を要求している。当該スクリーンは、企業結合か資産の取得かの判定に当たり、事業体がさらに評価しなければならない取引数を減少させるであろう。
- 当該スクリーンの閾値が満たされない場合、一セットは、ビジネスとはみなされないことを具体化する。但しそれが、アウトプット創出能力に共に顕著に貢献するインプット及び実質的なプロセスを含む場合を除く。当 ASU は、インプット及び実質的なプロセスの双方が存在するか否かの評価に当たり、事業体を支援するフレームワークを提供しており、また、市場参加者が、欠けている要素を取り換えるか否かの評価を排除している。
- ASC606におけるアウトプットの説明と一貫するよう、「アウトプット」という用語の定義を狭めている。

当基準はまた、一セットがビジネスであるか否かの判定に当たり、当該改訂を事業体がどのように適用しなければならないかを例証する設例を提供している。

「単一の識別可能資産」又は「類似の識別可能資産グループ」スクリーン

上述の通り、当 ASU は、一セットがビジネスではない場合の判定に関するスクリーンを提供している。当該スクリーンに準拠して、総取得(又は処分)資産の公正価値の実質的に全てが、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産グループに集中している場合、当該セットは、ビジネスとみなされないことになる。当スクリーンの閾値が満たされれば、事業体は、当該セットのさらなる評価は行わないことになる。

当 ASU は、当該分析に負債又は他の負債が影響を与えないことを確認するため、支払い対価総額又は純資産ではなく、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産のグループの公正価値を、取得された総資産と、事業体が比較することを要求している。取得された総資産からは、現金及び現金同等物、繰延税金資産、並びに繰延税金負債の影響から生じるのれんを除外される。しかしながら、それらには、取得された純資産の公正価値を超過して移転された対価が含まれる。

当 ASU の結論の背景は、当該評価は、定性的又は定量的のいずれかでなされうると述べている。時には、事業体は、例えば、公正価値総額が、単一資産に割り当てられる場合には、当該スクリーンの閾値が充足されると定性的に判定可能であり得る。その代わりに、事業体は、当該スクリーンの閾値が満たされない場合には、当該取得の公正価値が、複数の類似しない資産に割り当てられることになる、と定性的に判定可能であり得る。しかしながら、ある場合には、事業体は、定量的評価の実施が必要とされることになる。

単一の識別可能資産

当 ASU は、「単一の識別可能資産には、企業結合において、単一の識別可能資産として認識及び測定されうる、個々の資産又は資産グループが含まれる」と述べている。当基準はまた、以下の項目は、当スクリーンの目的上、単一の識別可能資産とみなされるべきである、と述べている。

- a. 一つの有形固定資産。それは重要なコスト又は利用可能性若しくはいずれかの資産に対する公正価値の重要な減少を生じさせることなく、他の有形資産に付属している、並び他の有形資産から物理的に除去され得ない及び他の有形資産とは別個に使用され得ない(又は、一つの有形資産を使用する権利を表象する無形資産)(例えば、土地及建物)。
- b. 既に実行されているリース無形資産。これには、有利及び不利な無形資産又は負債、並びに関連リース資産が含まれる。

類似の識別可能資産グループ

当 ASU の結論の背景で述べられているように、FASB は、「また、当該[スクリーンの]閾値は、公正価値が、類似の識別可能資産の一グループに集中している場合には充足されうる、と決定した」(すなわち、「例えば、事業体が、一つの資産……の代わりに実質的に同一の資産種類の複数バージョンを取得する」場合)。

結論の背景はさらに、「当分析を実行可能ならしめることが当審議会の意図であるが、当該規準は、ビジネスとみなされることを避けるために、多くの項目が共にグループ化されるリスクと、実行可能性の必要性を比較考量することが意図されている」と言及している。したがって、FASB は、以下項目は、類似資産としてみなされるべきではない、と規定した。

- a. 一つの有形資産と一つの無形資産。
- b. 異なる主要無形資産区分における識別可能無形資産(例えば、顧客関連無形資産、商標、及び実行中の研究開発)。
- c. 金融資産と非金融資産。
- d. 異なる主要区分の金融資産(例えば、売掛金と市場性ある証券)。
- e. 異なる主要区分の有形資産(例えば、棚卸資産、製造設備及び車両)。
- f. 大幅に異なるリスク特性を有する同一の主要資産区分内の識別可能資産。

以下の設例は、当 ASU からの再掲であるが、当スクリーンの適用を例証するものである。

ケース A: 不動産の取得

シナリオ 1

805-10-55-52 ABC は、不動産の取得、改装、リース、売却及び管理を行っている。ABC は、それぞれ既に実行されているリース資産を有する、10 世帯の家屋から構成される一つのポートフォリオを取得する。取得対象セットに含まれる要素は、10 世帯家屋及び 10 の既に実行されているリース資産のみである。各世帯家屋には、土地、建物、及び建物付属設備が含まれる。各家屋は、異なるフロア計画、面積、及びインテリア・デザインを有している。従業員又は他の資産は取得されない。

805-10-55-53 ABC はまず、805-10-55-5A 項から 55-5C 項における閾値ガイダンスを検討する。ABC は、土地、建物、建物付属設備、及び各不動産において既に実行されているリース資産が、805-10-55-5B 項に準拠して、単一資産とみなされうることを結論付ける。すなわち、当該建物及び建物付属設備は土地に付属しており、重要なコスト発生なしに除去され得ない。加えて、既に実行されているリース資産は、関連不動産と結合され、単一資産とみなされなければならない、無形資産である。

805-10-55-54 ABC はまた、10 の単一資産（土地、建物、既に行われているリース資産無形資産、及び建物付属設備の結合）は、類似していると結論付ける。各家屋は、異なるフロア計画を有するが、しかしながら、当該資産（全ての世帯家屋）の性質は類似している。ABC はまた、アウトプットの管理及び創出に関連したリスクは、大幅に相違しない、と結論付ける。すなわち、資産の運営及びテナント取得及び管理に係るリスクは、大幅に相違しない。これは、家屋の種類及び顧客クラスが、大幅に相違しないためである。同様に、取得家屋の不動産市場における運営に係るリスクは、大幅に相違しない。結果的に、ABC は、取得資産総額の公正価値の実質的に全ては、類似の無形資産グループに集中され、したがって、当該セットはビジネスではないと結論付ける。

実質的なプロセス

当 ASU は、「ビジネスとみなされるには、当該セットは最低限、アウトプットを創出する能力に共に顕著に貢献するインプット及び実質的なプロセスを含まなければならない」ことを明確化している（強調追加）。加えて、当 ASU は、実質的なプロセスは、アウトプット創出のためのインプットに適用される能力があり、したがって、(1)会計処理、請求処理若しくは給与処理等、典型的にはアウトプットを創出しないプロセス、又は(2)アウトプット創出に要求される全プロセスの文脈において、付随的又は重要性が低いとみなされるプロセスとは、区分可能であることを明確化している。

当基準は、事業者が評価する、一セットがアウトプットを有するか否かにより相違する規準を含んでいる。

アウトプットがない一つのセット

一セットが、アウトプットを有していない場合には（例えば、収益を創出していない、初期段階の会社）、事業者は、一セットが実質的なプロセスを有しているかの判定に当たり、より説得力のある規準を適用することが必要となる。したがって、ビジネスとして適格となるには、当該セットは、「組織化されたワークフォースを形成する従業員、及び当該ワークフォースが、アウトプットを開発又はアウトプットに転換しうるインプットを含む場合にのみ、アウトプット創出能力に共に顕著に貢献する、インプット及び実質的なプロセスの双方を」有することになる。しかしながら、従業員の存在は、アウトプットのない一セットは、ビジネスとしてみなされるべきではないことを意味しない。「組織化されたワークフォースは、取得されたプロセス（又はプロセスのグループ）の実施に必要なスキル、知識又は経験を有しなければならない」。これらは、アウトプット産出にとって重要である。当 ASU は、取得されたワークフォースが、実質的なプロセスを実施しているか否かの評価に当たり、以下の要素が検討されなければならない、と言及している。

- a. 一プロセス（又はプロセスのグループ）は、例えば、アウトプットを創出するに必要とされる全プロセスの文脈において、付随的又は重要性が乏しいとみなされる場合には、重要ではない。
- b. 組織化されたワークフォースを形成する従業員が、アウトプットを開発しうる（又は開発しつつある）、又はアウトプットに転換しうるインプットには、以下が含まれる。
 1. 財又はサービスの開発に使用される、知的財産。
 2. アウトプット創出のために開発される、資源。
 3. 将来アウトプットの創出を可能ならしめる必要材料又は権利へのアクセス。

開発されるインプットの例としては、技術、鉱物の権利、不動産、並びに進行中の研究及び開発が含まれる。

以下の設例は、当 ASU からの再掲であるが、一セットがアウトプットを有しない場合に、事業者が実施することになる評価を例証するものである。

ケース C: バイオテックの取得

805-10-55-70 ファーマ社は、バイオテックの全発行済み株式を購入する。バイオテックの業務には、開発中のいくつかの薬剤化合物に係る研究及び開発活動（進行中の研究及び開発プロジェクト）が含まれる。進行中の研究及び開発活動は、米国食品医薬品局（U.S. Food and Drug Administration）の承認の異なる段階にあり、大幅に異なる病気を取り扱うことになる。当セットは、研究及び開発活動実施に必要なスキル、知識又は経験を有するシニア・マネジメント及び科学者を含んでいる。

加えて、バイオテックは、本部、研究所、及び研究設備等の、長期性有形資産を有している。バイオテックは未だ、市場性ある製品を有しておらず、したがって、収益を創出していない。各研究及び開発プロジェクトは、重要な金額の公正価値を有していると想定する。

805-10-55-71 ファーマ社はまず、805-10-55-5A 項から 55-5C 項におけるガイダンスを検討する。当セットにおける識別可能資産には、複数の進行中研究及び開発プロジェクト、並びに有形資産(本部、研究所、及び研究設備)が含まれる。ファーマ社は、進行中の研究及び開発プロジェクトは、類似資産ではないと結論付ける。これは、当該プロジェクトは、資産管理及びアウトプット創出に関して、大幅に相違するリスクを有しているためである(すなわち、相違する開発段階、異なる顧客基礎に関連した市場リスク、及び化合物に係る潜在的市場において、大幅に異なる開発リスクが存在するためである)。加えて、ファーマ社は、バイオテックの進行中開発プロジェクト及びワークフォースが関与する新規開発プロジェクトの創出に関する潜在性を有した固有の知識及び経験のために、取得されたワークフォースに関連した公正価値が存在すると結論付けた。このように、ファーマ社は、総資産の公正価値の実質的に全ては、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産グループに集中していないと結論付け、したがって、当セットが、ビジネスとしてみなされるべき最低限の規定を有するか否かをさらに評価しなければならない。

805-10-55-72 当該セットはアウトプットを有さないことから、ファーマ社は、当該セットが、アウトプット創出能力に共に重要な貢献をなすインプット及び実質的プロセスの双方を有するか否かを判定すべく、805-10-55-5D 項における規準を評価する。ファーマ社は、当該規準は充足されると結論付ける。これは、科学者が、進行中の研究及び開発への適用時に、顧客に提供される製品へのインプットを開発する能力にとって重要な、プロセスを実施するに必要なスキル、知識又は経験を有する、組織化されたワークフォースを埋め合わせるためである。ファーマ社はまた、重要でない金額を超えるのれん(ワークフォースに関係する公正価値を含む)が存在すると判定する。これは、当該ワークフォースが、重要なプロセスを実施していること他の指標である。したがって、当該セットは、インプットと実質的なプロセスを含み、したがって、ビジネスである。

アウトプットを有する一つのセット

当 ASU の結論の背景は、一セットがアウトプットを有する場合には(すなわち、取引前後で収益の継続が存在する)、「アウトプットを創出しない一セットと比較して、インプットと実質的プロセスの双方を含む可能性が高い」と言及している。したがって、アウトプットを有する一セットが、実質的プロセスを有するか否かの判定に関する規準の厳格性は低い。以下の規準のいずれかが充足される場合、アウトプットを有する一セットは、実質的プロセスを含むことになる。

- a. 取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される場合、取得されるプロセス(又はプロセスのグループ)を実施するに必要なスキル、知識又は経験を有する組織化されたワークフォースを形成する従業員は、アウトプット産出継続能力にとって重要である。例えば、アウトプット産出を継続することを要求される全プロセスの文脈において、付随的又は重要性が低いとみなされる場合、プロセス(又はプロセスのグループ)は、重要ではない。
- b. 取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される場合、取得されるプロセス(又はプロセスのグループ)を実施するに必要なスキル、知識又は経験を有する組織化されたワークフォースへのアクセスを提供する取得契約は、アウトプット産出継続能力にとって重要である。事業体は、取得契約の実質、及びそれが、実質的なプロセスを実施する組織化されたワークフォースを実効的に取得したか否かを評価しなければならない(例えば、契約期間及び更新期間の検討により)。
- c. 取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される場合、取得されるプロセス(又はプロセスのグループ)は、アウトプット産出継続能力に顕著に貢献し、アウトプット産出継続能力について、重要なコスト、努力又は遅延なしには取り替えることができない。
- d. 取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される場合、取得されるプロセス(又はプロセスのグループ)は、アウトプット産出継続能力に顕著に貢献し、特有(unique)又は稀(scarce)である。

組織化されたワークフォースは、実質的プロセスを表象する可能性があるが、アウトプットが存在する場合には、要求されない。例えば、結論の背景は、「組織化されたワークフォースは、当該セットが、自動化されたプロセス(例えば、取得される技術、インフラストラクチャー又は特殊化された設備)、又はアウトプット産出継続能力に貢献する他の重要なプロセスを含む場合には、要求されない」と述べている。

しかしながら、当 ASU は、収益の継続性のみでは、インプットと実質的プロセスが取得されたことを意味しないことを明確化している。当 ASU は、「収益の継続に資する、想定される契約上の取り決め（例えば、顧客契約、顧客リスト、及びリース[当該セットが貸手の場合]）は、[実質的な]プロセスが取得されたか否か……の分析から除外されるべきである」と述べている。

以下の設例は、当 ASU からの再掲であるが、事業体が、一セットがアウトプットを有している場合に実施することになる評価を例証するものである。

ケース F: 流通権ライセンス

805-10-55-82 A 社は、食品及び飲料の流通業者である。A 社は、ヨーグルトのブランド F のラテン・アメリカでの流通権を、B 社にサブライセンスを付与する契約を締結する。これにより、B 社は、ヨーグルトのブランド F をラテン・アメリカで流通させる予定である。当契約の一環として、A 社は、ラテン・アメリカにおける既存顧客契約、及びヨーグルトのブランド F の製造者との市場供給契約を B 社に移管する予定である。A 社は、全従業員及び流通能力を保持する。

805-10-55-83 B 社はまず、805-10-55-5A 項から 55-5C 項におけるガイダンスを検討する。企業結合において認識される識別可能資産には、ヨーグルトのブランド F、顧客契約、及び供給契約が含まれる。B 社は、それらに配分される公正価値を、当該ライセンス及び顧客契約は有するであろう、と結論付ける。B 社は、いずれの資産も、資産合計の公正価値の実質的に全てを表象しない、と結論付ける。B 社はその後、当該ライセンス及び顧客契約が、類似の無形資産グループであるか否かを検討する。ライセンス及び顧客契約は、異なる主要区分の識別可能資産であるため、それらは、類似資産とはみなされない。したがって、取得される総資産の公正価値の実質的に全てが、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産であるとはみなされず、B 社は、当該セットが、インプットと実質的プロセスの双方を有しているか否かを評価しなければならない。

805-10-55-84 当該セットは、ラテン・アメリカにおける顧客との収益の継続性を通じたアウトプットを有している。したがって、B 社は、当該セットが、アウトプット創出能力に共に顕著に貢献するインプット及び実質的プロセスを含んでいるか否かの判定に当たり、805-10-55-5E 項における規準を評価しなければならない。B 社は、実質的プロセスを実施する組織化されたワークフォースに対するアクセスを、取得契約が提供しているか否かを検討する。しかしながら、当該契約は、他の取得インプットに対するプロセスを適用するサービスを提供していないため、B 社は、契約の実質は、取得資産のみ[である]、と結論付ける。当該セットは、以下の理由から、ビジネスではない。

- a. それは、805-10-55-5E(a)項から(b)項における規準を充足しうる組織化されたワークフォースを含まない。
- b. 805-10-55-5E(c)項から(d)項における規準を充足しうる取得プロセスが存在しない。
- c. それは、インプットと実質的なプロセスの双方を含まない。

アウトプットの定義

当 ASU は、アウトプットの定義を、「顧客に対する財又はサービス、投資収益（配当又は利息等）、又は他の収益を提供する、それらのインプットへ適用される、インプット及びプロセスの結果」へ変更する。この変更は、ASC606 に整合させるべく、定義を狭めるものである。これは、当 ASU の結論の背景において言及されており、「事業体の通常活動のアウトプットである財又はサービスを説明する」。しかしながら、全ての事業体が、ASC606 の適用範囲内の収益を有しているわけではない。したがって、当審議会は、他の種類の収益を、アウトプットの定義に組み込むことを決定した。例えば、アウトプットの定義における、投資収益に対する参照が、投資会社の購入が未だ、企業結合として適格であり得ることを確認すべく含められた。

IFRS とのコンパジェンス

ASC805 におけるビジネスの定義は、現在、IFRS 第 3 号におけるそれと同一である³。しかしながら、米国会計基準が適用される法域における、この用語の解釈及び適用は、IFRS が適用される法域におけるそれとは一貫していないように見受けられる（すなわち、IFRS 法域におけるビジネスの定義は、広範には適用されていない）。

³ IFRS, Business Combinations.

当 ASU は、IFRS には見られない、米国会計基準に対する導入ガイダンスを追加しているが、FASB は、米国会計基準の定義の適用を狭めることにより、IFRS におけるそれと、米国会計基準における実務をより密接に整合させることを意図している。さらに、IASB は、ビジネスの定義に係るプロジェクトをそのアジェンダに追加し、また、米国会計基準に関してここで説明されたものと同様の改訂を提案する、[公開草案](#)を発行した。

発効日及び移行措置

当 ASU は、公開ビジネス事業体に関しては、2017 年 12 月 15 日後に開始する年次期間から発効する。それらに含まれる期中期間を含む。その他のすべての事業体に関しては、当 ASU は、2018 年 12 月 15 日後に開始する年次期間、及び 2019 年 12 月 15 日後に開始する年次期間内の期中期間から発効する。当 ASU は、発効日以後、将来に向かって適用されなければならない、会計原則の変更に関する開示は、移行時には要求されない。

早期適用は、当基準の発行日、又は発効日より前に発生した取引(すなわち、取得又は処分)に関して容認される。但し、当該取引が、発行済みまたは発行可能な状態である財務諸表において、報告されていない場合である。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トーマツ・リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人・トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トーマツ・リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.